平成２４年（フ）第２４４１号
大阪市淀川区宮原２丁目12番14―1007号
債務者　渡辺　弘尚
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５０１号
大阪市住吉区我孫子東２丁目７番８―402号
債務者　堀　佳於理
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９１号
大阪市旭区高殿３丁目25番３―209号
債務者　鏡屋　　忍
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８号
岡山市東区金岡西町302番地５
債務者　毛利　道明
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８４号
岡山県玉野市玉６丁目３番４号
債務者　小山　文子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１２号
北海道稚内市声問２丁目12番８号
破産者　吉川　英樹
異議申述期間　平成24年８月13日まで
平成24年６月18日　　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６号
石川県鳳珠郡能登町字矢波25字11番地
破産者　河村　公正
異議申述期間　平成24年８月20日まで
平成24年６月21日　金沢地方裁判所輪島支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３４９号
大阪府八尾市相生町２丁目１番62―416号
破産者　徳川　隆則
免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
平成24年６月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３４７号
東京都目黒区大橋１丁目10―１―2302、住民票上の住所東京都港区南青山３丁目12―４―502
破産者　星野　恒徳
免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
平成24年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第９号
金沢市尾張町１丁目２番１号
清算株式会社　株式会社ＮＹ商事
代表清算人　西井　　繁
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２号
岐阜県各務原市那加長塚町１丁目143番地
清算株式会社　株式会社くるま娯楽部
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（ヒ）第３００９号
大阪市西淀川区中島２丁目１番102号
清算株式会社　株式会社富士昭コーポレイション
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２４年（再）第１号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田91番地１
再生債務者　株式会社スーパー三正
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　青森市長島２丁目25番１号　太陽生命青森ビル７階　竹中法律事務所　弁護士　竹中　　孝
平成24年６月19日
青森地方裁判所第２民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
宮崎市青島１丁目10番27号
再生債務者　株式会社シルバーリゾート青島
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年８月17日から平成24年８月27日まで
宮崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第６号
横浜市中区蓬莱町２丁目４番地２、旧本店所在地横浜市中区蓬莱町２丁目３番地３
再生債務者　和同建設株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成24年６月20日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（再）第１６号
愛知県一宮市千秋町浅野羽根字羽知古34番地１
再生債務者　有限会社カワグチ技建
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成24年６月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（再）第７２号
大阪市天王寺区逢阪２丁目３番２号、開始決定時の本店所在地大阪市天王寺区大道１丁目８番15号
再生債務者　東方出版株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結中更正

平成２０年（再）第１４号
山口県下関市岬之町11番９号
再生債務者　新和土木海運株式会社
1　主文　当裁判所が平成24年５月28日にした再生手続終結決定中、再生債務者の住所が「福岡市博多区店屋町３番19―401号」とあるのを、「山口県下関市岬之町11番９号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年６月14日
福岡地方裁判所第４民事部